

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

介護保険住宅改修費受領委任払制度に係る取扱確約書

八百津町長 様

届出者 所在地 \_\_\_\_\_

事業者名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

介護保険住宅改修費受領委任払制度の取扱いを申し出るにあたり、次の事項を遵守することを確約します。

記

- 1 住宅改修費の提供に関しては、関係法令及び八百津町介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払実施要綱（以下「要綱」という。）等を遵守すること。
- 2 住宅改修を行うにあたっては、八百津町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、その他関係機関との連携に努めること。
- 3 正当な理由なく、住宅改修費受領委任払制度の利用を拒まないこと。
- 4 住宅改修及び受領委任に関して八百津町から必要な指示があった場合は、誠意をもって対応すること。
- 5 不正な手段により事業者登録を行った場合、不正な保険請求があった場合及び住宅改修に関して誠実に履行できていないと町長が判断した場合は、当該登録を取り消すことについて了承すること。
- 6 居宅要介護被保険者等が、次の事項に該当する場合には、遅滞なくその旨を八百津町に通知すること。
  - (1) 不正な行為により、保険請求を受け、又は受けようとしたとき。
  - (2) 正当な理由なく、当該住宅改修を行うにあたって必要な手続き等に関して協力しないとき。
- 7 事業所の職員又は職員であった者に対して、業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を保持させること。
- 8 被保険者からの苦情又は相談があった場合は、被保険者の立場を考慮しながら、誠意をもって苦情処理を行うこと。また、事業者において処理し得ない内容については、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を検討し、対処すること。
- 9 住宅改修の施工に伴い、事業者の責めに帰す理由により、被保険者の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、被保険者に対してその損害を賠償すること。
- 10 住宅改修に関する記録を整備し、住宅改修の完了の日から5年間保存すること。